

1. 社会教育とは

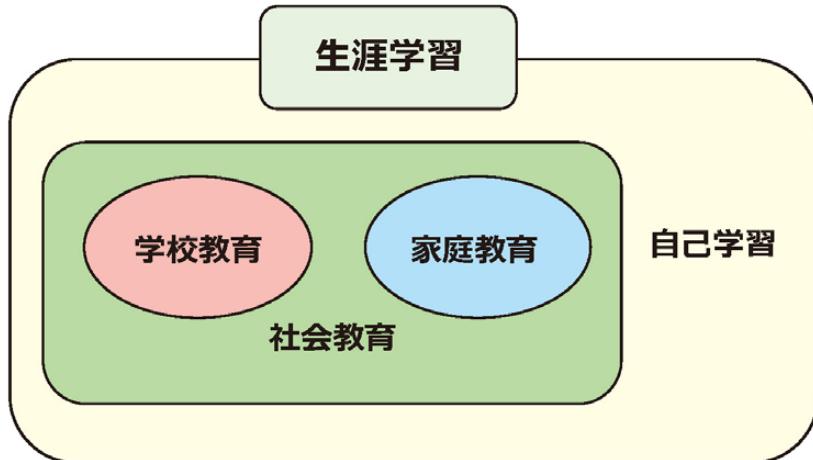
人は生涯にわたる学習により、自己を高め、その学びを社会に生かすことで、より豊かな人生を送ることができるといわれています。すべての人が豊かな人生を送るためにあらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を発揮できる社会を実現することが求められます。

教育基本法第3条には、こうした社会の実現を図ろうという生涯学習の理念が示されています。社会教育は、その生涯学習の理念を実現するための重要な教育の一つです。

「社会教育」という言葉は戦前から用いられ、その定義や役割については諸説あります。昭和24年に制定された現行の社会教育法では、第2条に「社会教育」は「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義され、その目的は、「国民一人一人の教育的 requirementを満足させ、個人の幸福と、社会の発展を図ること」とされています。

わたしたち社会教育関係者はそれに基づいて取組を進めています。

社会教育と生涯学習の関係



生涯学習…自己の充実や生活向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習

社会教育…広く社会において行われる組織的な教育活動（学校教育・家庭教育を除く）

教育基本法

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

1. 社会教育の定義

社会教育法における社会教育の定義には、次のような特徴があります。

(1) 社会教育と学校教育の区別

社会教育は「学校の教育過程として行われる教育活動を除き」と規定されていることから、学校教育法に基づく教育過程として行われる教育活動は、学校外で行う活動であっても学校教育です。逆に、教員が講師であったり、会場が学校であっても、地域住民を対象とした公開授業や講座等の教育活動は社会教育です。

(2) 社会教育の対象者

社会教育の対象を「主として青少年及び成人」と規定していますが、青少年及び成人だけに限っているわけではありません。乳幼児期は、家庭や幼児教育施設を中心に教育が行われることが多いことから、乳幼児は主たる対象とされていませんが、乳幼児対象の体験教室などは社会教育に含まれます。

(3) 組織的・意図的な教育活動

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、組織的でない教育活動は社会教育には含まれません。組織的な教育活動の程度は、明確には規定されていませんが、社会教育においては、学習者、教育者、教育方法、手段の組織性などが考えられます。

(4) 社会教育の範囲

社会教育には「体育及びレクリエーション活動」も含まれていますが、今日では、スポーツ活動、レクリエーション活動にとどまらず、様々な体験活動や社会貢献活動も社会教育の範囲として広くとらえられています。

これらの中には趣味として行われる活動もありますが、組織的に行われる教育活動は、いずれも社会教育といえます。

(5) 社会教育と家庭教育の関係

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、「社会教育」に「家庭教育」は含まれず、それぞれ独立したものとされています。子どものしつけ等の家庭教育に関する講座やセミナーが行われていますが、これは学習内容に「家庭教育を扱っている」ということです。つまり、家庭教育そのものは社会教育に含まれませんが、家庭教育に対する支援は、社会教育に含まれます。(同様に学校教育に対する支援も社会教育に含まれます。)

社会教育法

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

2. 社会教育の意義

社会教育には、地域住民一人一人のもつ資質や能力を高め、その力を地域活動に生かす「人づくり」、そういう人々の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる「地域づくり」、そして、それらの活動を通して地域住民の間につながり意識が生まれる「つながりづくり」という大切な意義があります。

(1) 「人づくり」

複雑化した現代社会においては、個人や地域は様々な課題を抱えています。それらの課題の解決に向けて、地域住民が当事者意識をもち積極的に行動することが、これまで以上に求められています。

そのため、社会教育においては、趣味・教養に関する講座等だけでなく、現代的・社会的課題に応じた学習を充実させる必要があります。

その結果、住民一人一人の資質や能力が高められるなど、社会教育による「人づくり」が期待されています。

(2) 「地域づくり」

過疎化・核家族化など社会状況の変化により、地域コミュニティの希薄化が一層深刻になっています。個人や地域の課題解決に向けた学習活動やボランティア活動等を支援することは、地域住民の力を発揮する機会を提供することとなり、その結果として、地域が活性化されます。これが社会教育のもたらす「地域づくり」です。

(3) 「つながりづくり」

地域住民が個人の力を高めながら、つながりあい、積極的に行動することにより、地域住民の間に「絆」が生まれ、住民同士のつながりがより強まります。東日本大震災により、家族や地域のつながりの重要性が再認識されました。それとともに地域や社会に貢献しようとする人々の思いや、社会の動きも高まっており、社会教育のもたらす「つながりづくり」の重要性は増しています。



教育基本法

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。